

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画太秦地区地区計画を次のように変更する。

名 称		太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画
位 置		京都市右京区太秦西蜂岡町，太秦蜂岡町，太秦東蜂岡町の各一部
面 積		約 9.6 ヘクタール
地区計画の目標		当地区は京都市の北西部に位置し，日本最大級の撮影所として数多くの映画が製作され，日本の映画の中心地として，また，本市の映像産業の拠点，映像文化の発信基地として重要な役割を担ってきた。一方で，そのような映像産業や映像文化の蓄積を背景として，撮影所の一部を活用した「映画村」が開設され，広く市民や全国からの観光客等に親しまれる教養・娯楽・レクリエーションの場として本市の重要な観光拠点となっている。このような地区にふさわしい，周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と，都市機能の更新を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用に関する方針	映画に関する産業，文化，娯楽等の施設を有機的かつ合理的に配置すると共に，周辺環境と調和のとれた，秩序ある土地利用を図る。
	地区施設整備の方針	歩行者等の安全性，利便性の確保及び低層住宅街区の居住環境の向上のため，歩行者用通路を整備する。また，近接住宅の生活環境との緩衝帯として，緑地を整備する。
	建築物等整備の方針	周辺環境と調和を図るため，建築物等の用途の制限，壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		緑地 約860平方メートル 公共空地（歩行者用通路）幅員2メートル，延長約83メートル	
	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区
		区分の面積	約 8.0 ヘクタール	約 1.6 ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は，建築してはならない。 1 マージャン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックス 3 スケート場，水泳場，スキー場，ゴルフ練習場及びバットイング練習場 4 自動車教習所 5 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から，敷地境界線（地区計画区域界を示す道路，水路及び塀に接する隣地境界線又は道路境界線の部分に限る。）までの距離の最低限度は5メートルとする。ただし，次に掲げるものについては，この限りでない。 1 守衛所，自転車置場，バス停留所の上屋，休憩所，歩行者の通行の用に供する通路の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 2 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から，敷地境界線（地区計画区域界を示す道路及び塀に接する隣地境界線又は道路境界線の部分に限る。）までの距離の最低限度は，市道太秦経91号線及び市道太秦緯24号線までは5メートル，それ以外は10メートルとする。ただし，次に掲げるものについては，この限りでない。 1 守衛所，自転車置場，バス停留所の上屋，休憩所その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 2 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度	15メートル（ただし，市道太秦経103号線の西側にあつては，鉄道界から115メートルを超える部分，市道太秦経103号線の東側にあつては，鉄道界から135メートルを超える部分に限る。）	—

「区域，地区整備計画区域，地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は，映像産業・文化の発信拠点であるとともに，映像を活かした観光施設として土地利用が行われている本地区において，合理的かつ健全な土地利用と環境整備を誘導し，娯楽・レクリエーションの拠点として適正な都市機能の確保を図るとともに，周辺の住環境と調和した良好な市街地環境の形成を図るため，平成8年5月に定めたものである。

今回，従来の区域をA地区とするとともに，新たに同地区の北側にあるB地区の区域に地区計画区域を拡大し，新たな娯楽・レクリエーション施設の誘導を行うことで，更なる情報発信機能と地域資源を活かした娯楽・レクリエーション機能の充実を図る。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更
(京都市決定)太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画 計画図(縮尺1/2,500)

